

3 各段階における対策

未発生期

- 新型インフルエンザ等が発生していない状態。
- 海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況。

目的

- 新型インフルエンザ等発生に備え、体制の整備を行う。
- 本行動計画等を踏まえ、関係機関等と連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、人材育成、事前の準備を推進する。
- 市民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。

(1) 実施体制

(1) - 1 行動計画等の策定

本行動計画の策定を行い、必要に応じて、見直しを行う。

(1) - 2 体制整備

- 平素から関係機関との情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する。また、情報収集・提供体制を整備し、国及び県が発信する情報を入手することに努める。
- 新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する。
- 関係部局間での情報共有体制を整備する。
- 市民からの相談に応じるため、国からの要請に基づいて相談窓口を設置する準備を進める。
- 新型インフルエンザ等に関する情報を収集し、保健所との連携の下、地域住民が混乱しないように必要な情報を的確に提供できるよう体制を整える。

(2) サーベイランス・情報収集

県と連携し、新型インフルエンザ等の対策等に関する国内外の情報の収集に努める。

(3) 情報提供・共有

- 国及び県からの新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の

対応について情報を共有し、各種媒体を利用し市民に向けて継続的にわかりやすい情報を提供する。

- マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等感染予防に対する知識の普及を図る。

(4) 予防・まん延防止

- 住民に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。
- 自らの発症が疑わしい場合は、保健所に連絡し、指示を仰ぎ、感染を広げないように不要な外出を控えること、マスク着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染対策について理解促進を図る。
- 国が実施する検疫の強化の際に必要な防疫措置、入国者に対する疫学調査等について、地方公共団体その他関係機関との連携を強化する。

(4) - 1 予防接種

特定接種の位置づけ

- 特定接種は、特措法第 28 条の規定に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項による予防接種とみなし、同法（第 22 条及び第 23 条を除く）の規定を適用し実施する。
- 特定接種のうち、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員については、当該地方公務員の所属する市町村が実施主体となって接種を実施する。

特定接種の準備

- 国が実施する登録事業者の登録業務について、必要に応じて協力する。
- 第 28 条第 4 項の規定に基づき、国から労務又は施設の確保その他の必要な協力を求められた場合は協力する。
- 市は、業種を担当する府省庁が、特定接種の対象となる事業所の意向を確認し、対象事業者の希望リストを厚生労働省に報告する場合に必要なに応じて協力する。
- 登録事業者は、必要に応じて市町村を通じ、厚生労働省へ登録申請するため、市はその際に協力する。
- 業種を担当する府省庁が、当該事業者の登録内容について確認を行う場合に必要に応じて協力する。

- 特定接種の対象となりうる地方公務員については、所属する地方公共団体が対象者を把握し、厚生労働省宛に人数を報告する。
- 登録事業者又は登録事業者が属する事業者団体ごとに特定接種の集団的接種体制を構築することが困難な場合には、必要に応じ業種を担当する府省庁等が行う事業者支援と接種体制構築に協力する。

住民接種の位置づけ

- 住民接種は、全住民を対象とする（在留外国人を含む）。
- 実施主体である各市町村が接種を実施する対象者は、当該市町村の区域内に居住するものを原則とする。
- 上記以外にも住民接種の対象者としては、当該市町村に所在する医療機関に勤務する医療従事者及び入院中の患者等も考慮する。

住民接種の準備

- 住民接種については、市町村を実施主体として、原則として集団接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう接種体制の構築を図る。
- 住民接種については、国及び県の協力を得ながら、全住民が速やかに接種することができるよう、未発生期から体制の構築を図る。
- 市は、国及び県の協力を得ながら、特措法第 46 条又は予防接種法第 6 条第 3 項に基づき、区域内に居住するものに対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る。
- 各市町村のワクチン需要量を算出しておく等、住民接種のシミュレーションを行う。
- 住民接種に関する実施要領を参考に地域の実情に応じてあらかじめ接種の開始日、接種会場等を通知する方法、予約窓口を活用し住民からの予約を受け付ける方法等の手順を計画しておく。
- 円滑な実施のために、あらかじめ市町村間で広域的な協定を締結するなど、居住する市以外の市町村における接種を可能にするよう努める。
- 速やかに住民接種をすることができるよう、医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進めるよう努める。

- 国及び県、医師会、関係事業者等の協力を得て、接種体制を構築する。
- 実施主体となる市は、未発生の段階から、ワクチン接種の円滑な実施が可能となるよう、以下に列挙する事項等に留意し、医師会等との連携の上、接種体制を構築する。
 - 医師、看護師、受付担当者等の医療従事者の確保
 - 接種場所の確保（医療機関、保健センター、学校等）
 - 接種に関する器具等の確保
 - 接種に関する住民への周知方法
- 接種のための会場について、地域の実情に応じつつ人口1万人に1箇所程度の接種会場を設ける。会場については、保健センター、学校など公的な施設を活用するか、医療機関に委託することにより、接種会場を確保する。
- 各会場において集団的接種を実施できるよう予診を適切に実施するほか、医療従事者や誘導のための人員、待合室や接種場所等の設備、接種に要する器具（副反応の発生に対応するためのものを含む）等を確保する。
- 住民接種の詳細については別途市のガイドラインを作成することとする。

(5) 医療

- 医師会、市薬剤師会を含む医療機関、薬局、市町村、消防等など、地域の関係者と密接に連携をとりながら地域の実情に応じた医療体制の整備を推進する。
- 市内で必要とする抗インフルエンザ薬の量を把握する体制を確認する。
市内での流行に備え、医療資機材について計画的に整備する。

(6) 市民生活及び市民経済の安定に関する措置

- 新型インフルエンザ等発生時に、市民生活及び市民経済への影響を最小限にできるよう、特措法に基づき事前に十分な準備を行う。
- 地域内感染期に高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援(見回り、介護、訪問診療、食事等の提供)、搬送、死亡等の対応等について、国からの要請に対応し、県と連携し要援護者の把握と共にその具体的手続きを決めておく。
- 住民に対する情報提供を行い、新型インフルエンザ等対策に関する意識啓発を図るとともに、新型インフルエンザ等の流行により孤立化し、生活に支障を来たすおそれがある世帯（高齢者のみの世帯、障がい者世帯等）への具体的な支

援対策の整備を進める。

- 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への対応について、関係団体や地域団体、社会福祉施設、介護支援事業者、障がい福祉サービス事業者等に協力を依頼し、発生後速やかに必要な支援が行える体制を構築する。
- 要援護者の登録情報を分析し、必要な支援内容（食料品、生活必需品等の提供の準備等）、協力者への依頼内容を検討する。
- 自宅で療養する新型インフルエンザ等の患者を見回るため等に必要なマスク等の備蓄を行っておく。
- 新型インフルエンザ等発生時にも、地域住民の生活支援を的確に実施できるよう、業務継続計画を策定する。

火葬能力等の把握

- 県が火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等について把握・検討する際に連携する。また、県が火葬又は埋葬を円滑に行うための体制整備を行う際に連携する。
- 墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）において、埋火葬の許可権限等、地域における埋火葬の適切な実施を確保するための権限が与えられていることから域内における火葬の適切な実施を図ると共に、個別の埋火葬にかかる対応、及び遺体の保存対策等を講ずる主体的な役割を担う。
- 火葬場における稼働可能火葬炉数、平時及び最大稼働時の一日あたりの火葬可能数、使用燃料、その備蓄量及び職員の配置状況等の火葬場の火葬能力ならびに公民館、体育館及び保冷機能を有する施設など一時的に遺体を安置することが可能な施設（以下「臨時遺体安置所」という。）数について県が調査する場合に協力する。
- 県の火葬体制を踏まえ、域内における火葬の適切な実施ができるよう調整を行うものとする。その際には戸籍事務担当部局等関係機関との調整を行うものとする。

物資及び資材の備蓄等

- 新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄等し、また施設及び設備を整備する。

海外発生期

- 海外で新型インフルエンザ等が発生し、国内では患者は発生していない状態。
- 海外における状況は、発生国・地域が限定的な場合や、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況。

目的

- 新型インフルエンザ等発生に備え、体制の整備を行う。
- 本行動計画等を踏まえ、関係機関等と連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、人材育成、事前の準備を推進する。
- 市民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。

(1) 実施体制

- 国が政府対策本部を設置した場合には、必要に応じて市においても「新型インフルエンザ等対策本部」を設置する

(2) サーベイランス・情報収集

- 県が実施するサーベイランス情報により状況を把握する。
- 感染拡大を早期に探知するため、学校等でのインフルエンザの集団発生の把握を強化する。

(3) 情報提供・共有

- 新型インフルエンザ等が発生した場合は、国及び県が発信する情報を入手し、住民への情報提供に努める。
- 情報入手が困難なことが予想される外国人や視聴覚障害者等の情報弱者に対しても、受取手に応じた情報提供手段を講じる。
- ホームページ、相談窓口等を通して、地域の感染状況、新型インフルエンザ等に係る帰国者・接触者外来に関する情報をその地域に提供する。
- 市は、国からの要請に基づき新型インフルエンザ等に関する相談窓口を設け、疾患に関する相談のみならず、生活相談等広範な内容についても対応できる体制について検討する。

(4) 予防・まん延防止

(4) - 1 感染対策の実施

- 市民に対して、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促す。

(4) - 2 予防接種

特定接種の実施

国と連携して、地方公務員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

特定接種の広報・相談

具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口の連絡先など、接種に必要な情報を提供する。

住民接種の実施

住民接種実施要綱に基づき集団接種を実施できるよう準備を行う。

- 安来市医師会、薬剤師会等と連携し、住民接種体制の整備のための準備を行う。

(5) 医療

発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者について、新型インフルエンザ等に罹患している危険性がそれ以外の患者と大きく異なると考えられる場合は、帰国者・接触者外来において診断を行なうため、県は、帰国者・接触者外来を整備する。

(6) 市民生活及び市民経済の安定に関する措置

要援護者対策

新型インフルエンザ等発生後、市は新型インフルエンザ等の発生が確認されたことを要援護者や協力者へ連絡する。

遺体の火葬・安置

- ① 国から県を通じて行われる「火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合

に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるように準備を行う旨の要請を受け対応する。

- ② 県の協力を得て、新型インフルエンザ等が全国的に流行して火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、遺体を一時的に安置するため、流行が予想される時期の季節等も勘案しながら、臨時遺体安置所を確保できるよう準備するものとする。併せて遺体の保存作業に必要となる人員等の確保について準備を進める。

地域内未発生期

- 国内のいずれかの都道府県において患者が発生しているが、島根県内及び市、近隣市では患者が発生していない状態。

目的

- 市内発生の遅延と市内発生の早期発見に努める。
- 市内発生に備えて体制の整備を行う。
- 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。

(1) 実施体制

(1) - 1 実施体制

対策本部は、国の基本的対処方針及び市行動計画に基づき、対策を協議実施する。

(1) - 2 新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされている場合の措置

① 新型インフルエンザ等緊急事態宣言

- 県域において新型インフルエンザ等緊急事態宣言がなされた場合、速やかに市対策本部を設置する。

(2) サーベイランス・情報収集

海外発生期と同様の対策を行う。

(3) 情報提供・共有

- 市民に対し、県と連携の上、国内外の発生状況と具体的な対策等の情報をでき

る限り提供する。

- 県からの要請に従い、相談窓口等の体制の充実・強化を行う。

(4) 予防・まん延防止

(4) - 1 住民接種

- 住民への接種の順位に係る基本的な考え方、重症化しやすい者等の発生した新型インフルエンザ等に関する情報を踏まえて、国が接種順位を決定し、ワクチン供給が可能になり次第、関係者の協力を得て、接種を開始する。
- 接種の実施にあたり、国及び県と連携し公的な施設を利用するほか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として、当該市の区域内に居住する者を対象に集団的接種を行う。

(4) - 2 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

- 県は、国民の生命及び健康を保護し、ならびに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため必要があると認めるときは、住民に対し、潜伏期間や治癒までの期間を踏まえて期間を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染予防策の徹底を要請する。
- 県は、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、ならびに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため必要があると認めるときは、学校、保育所等を管理する者に対し、期間を定めて、施設の使用制限の要請を行なう。
- 住民接種
基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

(5) 医療

- 県と連携を図りながら、一般の医療機関においても新型インフルエンザ等患者を診察する場合に備えて、防護服の準備などの感染対策等を進める。
- 医師会等と連携し、あらかじめ帰国者・接触者外来を設置する準備を進める。

(6) 市民生活及び市民経済の安定に関する措置

➤ 要援護者への生活支援

地域感染期における高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援、搬送、死亡等の対応等について、国からの要請に対応し、県と連携し要援護者の把握とともにその具体的手続きを決めておく。

住民に対する情報提供を行い、新型インフルエンザ等対策に関する意識啓発を図るとともに、新型インフルエンザ等の流行により孤立化し、生活に支障をきたすおそれがある世帯への具体的な支援体制の整備を進める。

(6) - 1 緊急事態宣言がされている場合の措置

➤ 水の安定供給

水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

➤ 生活関連物質等の価格の安定等

国民生活及び国民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物質が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないように、調査・監視するとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。

地域内発生早期

- 県、市又は隣接市町で患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。

目的

- 市内での感染拡大を出来る限り抑える。
- 患者に適切な医療を提供する。
- 感染拡大に備えた体制の整備を行う。

(1) 実施体制

(1) - 1 緊急事態宣言がされている場合の措置

市対策本部の設置

緊急事態宣言がなされた場合、速やかに市対策本部を設置する。

(1) - 2 政府現地対策本部との連携

国が、県に新型インフルエンザ等現地対策本部を設置したときは、これと連携する。

(2) 情報提供・共有

相談窓口等の体制充実・強化

- 市は、国からの要請に従い、国から配布されるQ & Aの改訂版等を受けて対応し、適切な情報提供の実施ができるよう体制の充実・強化を行う。
- 市は、国及び県が発信する情報を入手し、住民への情報提供に努める。また、地域内の新型インフルエンザ等の発生状況や地域内で今後実施される対策に係る情報、地域内の公共交通機関の運行状況等について情報提供する。
- 新型インフルエンザ等の発生時における記者発表に当たっては、政府対策本部及び厚生労働省や県と情報を共有すると共に、発表の方法等については、これらの関係者やマスコミ関係者とあらかじめ検討を行っておく。

(3) 予防・まん延防止

引き続き住民に対してマスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策を実践するよう促す。

(3) - 1 予防接種

住民接種

パンデミックワクチンの供給が可能になり次第、関係者の協力を得て、予防接種法第6条第3項に規定する接種を開始すると共に、その接種に関する情報を提供する。

- 接種の実施にあたり、国及び県と連携して、公的な施設を活用するほか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として、市内に居住する者を対象に集団的接種を行う。
- 発熱の症状を呈している等の予防接種を行うことが不適切な状態にある者については、接種会場に赴かないよう広報、ホームページ、行政告知端末等により周知する。
- また、接種会場においては掲示板等により注意を促すことにより、接種会場における感染対策を図ることが重要である。

- 基礎疾患を有し医療機関に通院中の医学的ハイリスク者に関しては、通院中の医療機関から発行された「優先接種対象者証明書」を持参した上で、集団的接種を実施する会場において接種することを原則とする。なお、実施主体である市町村の判断により、通院中の医療機関において接種することも考えられる。
- 医学的ハイリスク者に対するワクチン接種については、接種に係るリスク等も考慮し、集団的接種を実施する場合であっても、予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行うことに留意する。
- 医療従事者、医療機関に入院中の患者、在宅医療を受療中の患者については、基本的に当該者が勤務する、あるいは当該者の療養を担当する医療機関等において接種を行う。ただし、在宅医療を受療中の患者であって、当該医療機関における接種が困難な場合、訪問による接種も考えられる。
- 社会福祉施設等に入所中の者については、基本的に当該社会福祉施設等において集団的接種を行う。

住民接種の広報・相談

市は、実施主体として、住民からの基本的な相談に応じる。

病原性の高くない新型インフルエンザ等に対して行う予防接種法第6条第3項の規定に基づく新臨時接種については、個人意思に基づく接種であり、市としては、ワクチン接種のための機会を確保するとともに、接種を勧奨し、必要な情報を積極的に提供しておく必要がある。

市は、あらかじめ予防接種後副反応報告書及び報告基準を管内の医療機関に配布する。

(3) - 2 緊急事態宣言がなされている場合の措置

住民に対する予防接種については、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

住民接種の広報・相談

- 接種目的や優先接種の意義等をわかりやすく伝え、住民接種が速やかに実施できるよう留意する。
- ワクチンの有効性・安全性についての情報をわかりやすく、できる限り公開する。

- 接種の時期、方法など、市民一人ひとりがどのように対応するべきかについて、わかりやすく情報提供を行う。
- 具体的なスケジュールや接種の実施場所・方法、相談窓口等の周知を行う。

(4) 医療

(4) - 1 在宅で療養する患者への支援

国及び県と連携し、関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関等から要請があった場合には、在宅で療養する患者への支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応を行う。

(5) 市民生活及び市民経済の安定に関する措置

- 計画に基づき、要援護者対策を実施する。
- 食料品・生活必需品等の供給状況に応じ、新型インフルエンザ等の発生前に立てた計画に基づき、住民に対する食料品・生活必需品、配分・配布等を行う。
- 新型インフルエンザ等に罹患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、国及び県と連携し、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）を行う。

遺体の火葬・安置

- 県と連携して、確保した手袋、不織布製マスク、非透過性納体袋等を、域内における新型インフルエンザ等の発生状況を踏まえ、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事するものの手に渡るようにする。
なお、非透過性納体袋については、県が病院又は遺体の搬送作業に従事するものに必要な数量を配布する。
- 遺体の搬送作業及び火葬作業に従事するものと連携し、円滑な火葬が実施できるよう努める。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行う。

(5) - 1 緊急事態宣言がされている場合の措置

- 水の安定供給
水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

➤ 生活関連物資等の価格の安定等

市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視するとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。

➤ 必要に応じ、国民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

地域内感染期

➤ 地域内において、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくなった状態（感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む）。

目的

➤ 医療体制を維持する。

➤ 健康被害を最小限にとどめる。

➤ 市民生活・経済への影響を最小限にとどめる

(1) 実施体制

(1) - 1 緊急事態宣言がされている場合の措置

市対策本部の設置

緊急事態宣言がなされた場合、速やかに市対策本部を設置する。

他の地方公共団体による代行、応援等

新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法の規定に基づき他の地方公共団体による代行、応援等の措置の活用を行う。

(2) サーベイランス・情報収集

国、県から情報提供される国内の発生状況を把握する。

(3) 情報提供・共有

相談体制充実・強化

- 国からの要請に従い、国から配布されるQ & Aの改訂版等を受けて対応し、相談窓口等による適切な情報提供の実施ができるよう体制の充実・強化を行う。
- 国及び県が発信する情報を入手し、住民への情報提供に努める。
- また、地域内の新型インフルエンザ等の発生状況や地域内で今後実施される対策に係る情報、地域内の公共交通機関の運行状況等について情報提供する。

(4) 予防・まん延防止

引き続き住民に対してマスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策を実践するよう促す。

(4) - 1 予防接種

住民接種の実施

- 市町村は、緊急事態宣言がなされていない場合においては、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。

住民接種の有効性・安全性に係る調査

予防接種の実施主体である市町村は、あらかじめ予防接種後副反応報告書及び報告基準を管内の医療機関に配布する。

(4) - 2 緊急事態宣言がされている場合の措置

市は基本的対処方針を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

(5) 医療

地域における新型インフルエンザ等患者の診療体制を、安来市医師会と連携しながら調整して確保するとともに、診療時間を取りまとめるなどして住民への周知を図る。

(5) - 1 在宅で療養する患者への支援

市は、国及び県と連携し、関係団体の協力を得ながら、在宅で療養する新型インフルエンザの患者への支援（見回り、訪問看護、訪問診療、食事の提供、医療機関

への移送) や自宅で死亡した患者への対応を行う。

(5) - 2 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

市は、国と連携し、区域内の医療機関が不足した場合、患者治療のための医療機関における定員超過入院等のほか、医療体制の確保、感染防止及び衛生面を考慮し、新型インフルエンザ等を発症し外来診療を受ける必要のある患者や、病状は比較的軽度であるが在宅医療を行うことが困難であり、入院診療を受ける必要のある患者等に対する医療の提供を行うため、都道府県が行う臨時の医療施設の設置に協力し、医療を提供する。

(6) 市民生活及び市民経済の安定に関する措置

要援護者対策

- 新型インフルエンザ等に罹患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、引き続き国及び県と連携し、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）を行う。
- 引き続き食料品・生活必需品等の供給状況に応じ、新型インフルエンザ等の発生前に立てた計画に基づき、住民に対する食料品・生活必需品等の確保、配分、配布等を行う。

遺体の火葬・安置

- 引き続き遺体の搬送作業及び火葬作業に従事するものと連携し、円滑な火葬が実施できるよう努めるものとする。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行うものとする。
- 県が遺体の搬送及び火葬作業にあたる者の感染防止のために必要となる手袋、不織布製マスク等の物資の確保を行う際に連携する。
- 県と連携し、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、市の区域内で火葬を行うことが困難と判断されるときは、他の市及び県に対して広域火葬の応援・協力を要請し、広域的な火葬体制を確保するとともに、遺体の搬送の手配等を実施する。

- 死亡者が増加し、火葬場の火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、市は、県の協力を得て、遺体を一時的に安置するため、臨時遺体安置所を直ちに確保するものとする。市は、遺体の保存作業のために必要となる人員を確保する。
- 万が一、臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には、市は、臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずるとともに、県から火葬場の火葬能力について最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるよう努める。

(6) - 1 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、次の対策を行う。

- 水の安定供給
- 生活関連物資等の価格の安定等
- 市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、国及び県と連携して、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。
- 市は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、国民の迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。
- 生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、または生ずるおそれがあるときは、国及び県と連携して、行動計画で定めるところにより、適切な措置を講ずる。

遺体の火葬・安置

- 国から県を通じ行われる火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させる旨の要請を受け、対応する。
- 国から県を通じ行われる死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する旨の要請を受け、対応する。

要援護者対策

国からの在宅の高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う旨の要請を受け、対応する

小康期

- 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。
- 大流行はいったん終息している状況。

目的

- 市民生活及び市民経済の回復を図り、流行の第二波に備える。

（１）実施体制

（１）－１ 実施体制

対策本部は、国の基本的対処方針の変更等を踏まえ、市行動計画等に基づき対策を協議、実施する。

（１）－２ 市対策本部の廃止

市は、緊急事態解除宣言がされた時は、速やかに市対策本部を廃止する。

（２）サーベイランス・情報収集

県が実施するサーベイランスより情報収集を行なう。

（３）情報提供・共有

- 市民に対し、利用可能な媒体、機関を活用し、第一波の終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性を情報提供する。
- 情報提供のあり方を評価し、見直しを行なう。
- 状況を見ながら国からの要請に基づいて相談窓口の体制を縮小する。

（４）予防・まん延防止

（４）－１ 予防接種

- 流行の第二波に備え、予防接種法第 6 条第 3 項に基づく新臨時接種を進める。

➤ 予防接種後副反応報告書及び報告基準を管内の医療機関に配布する。

(4) - 2 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

流行の第二波に備え、特措法第46条に基づく住民接種を進める。

(5) 医療

県と連携し、新型インフルエンザ等発生前の通常の医療体制に戻す。

(5) - 1 緊急事態宣言がされている場合の措置

➤ 必要に応じ、地域内感染期に講じた措置を適宜縮小、中止する。

(6) 市民生活及び市民経済の安定に関する措置

要援護者対策

新型インフルエンザ等に罹患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者等について、患者や医療機関等から要請があった場合には、引き続き県と連携し、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）を行う。

(6) - 1 緊急事態宣言がされている場合の措置

国、県、指定（地方）公共機関と連携し、国内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小、中止する。